

富良野市デイサービスセンターいちい運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人 富良野市社会福祉協議会が開設する富良野市デイサービスセンターいちい（以下「センター」という。）、が行う指定通所介護及び総合事業 通所型サービスの事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保する為に人員及び管理運営に関する事項を定め、センターの生活相談員その他の従業者は（以下「生活相談員等」という。）が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、住み慣れた地域での生活を継続し、その有する能力に応じて可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう適正な指定通所介護及び総合事業 通所型サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 センターの生活相談員等は、利用者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図る為の機能訓練及び生活の質の確保を重視した在宅生活が継続できるように支援を行う事で、利用者の社会的孤立感の解消や心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的、精神的負担の軽減を図る事に努める。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(センターの名称等)

第3条 事業を行うセンターの名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名 称 富良野市デイサービスセンター いちい

(2) 所在地 富良野市住吉町1番28号

富良野市デイサービスセンター設置条例（平成17年9月16日 条例第25号）の規定による

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 センターに勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。（指定通所介護と総合事業 通所型サービスを兼務）

(1) 管理者 1名（常勤兼務 1名）

管理者は、センターの従業者の管理及び指定通所介護の利用申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

(2) 生活相談員 1名以上

生活相談員は、利用者及び家族の相談や利用計画、日程プログラム等のサ

ービス調整を行う。又、庶務、会計等の事務を行う。

(3) 介護職員 5名以上

介護職員は、利用者の日常生活に必要な支援及び送迎を行う。

(4) 看護師 1名以上

看護職員は、利用者の健康管理、医療との連携支援を行う。

看護職員は、機能訓練指導員の職務も兼任する。

(5) 運転手 3名（非常勤兼務）

センターの利用者の送迎を行う。

(6) 栄養士 1名（委託業者職員）

センターの食事提供の栄養管理及び献立の作成を行う。

(7) 調理員 1名（委託業者職員）

センターの食事提供の調理を行い、利用者の嗜好についても把握し、食事が各利用者にとって食べやすい物であるかを観察し、提供内容の検討をする。

（営業日及び営業時間）

第5条 センターの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。（土曜日、12月31日から1月3日までを除く）

(2) 営業時間 午前8時30分から午後5時15分までとする。

（サービス提供時間 午前9時00分から午後4時10分まで）

（利用者の定員）

第6条 センターの1日に通所介護のサービスを提供する定員は 35名とする。（総合事業 通所型サービス定員を含む）

（通所介護の内容）

第7条 指定通所介護の内容は次のとおりとする。

(1) 日常生活上の援助

ア 排泄の介助

イ 移動の介助

ウ その他必要な身体の介護

(2) 入浴の介護

ア 入浴の形態

① 一般浴槽による入浴

② 特殊浴槽による入浴

(3) 機能訓練

- (4) 送迎
- (5) 食事の介護
- (6) 相談・助言

(通所介護計画の作成等)

第8条 通所介護の提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている状況並びに家族等介護者の状況を充分把握し、個別に通所介護計画及び総合事業 通所型サービス計画を作成する。

2 通所介護計画及び総合事業 通所型サービス計画の作成、変更の際には、利用者又は、家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得る。

3 利用者に対し、通所介護計画及び総合事業 通所型サービス計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理を行う。

(利用料等)

第9条 本センターが提供する、指定通所介護及び総合事業 通所型サービスの利用料は、厚生労働大臣、富良野市が定める介護報酬の告示上の額とする。ただし、次に掲げる項目については、別に利用料金の支払いを受ける。

尚、当該指定通所介護及び総合事業 通所型サービスが法定代理受領サービスであるときは、負担割合証を確認し その1割から3割の額とする。

(1) 次条の通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用は、次の額を徴収する。

ア センターから、片道おおむね 30 km 以上 40 km 未満

1回につき 500円

イ センターから、片道おおむね 40 km 以上

1回につき 800円

(2) 利用者の希望により、介護報酬設定上通常の利用時間とされる時間を超えてサービスを提供する場合に要する費用のうち介護報酬を超える額

ア 時間延長サービス 延長1時間につき 860円

(3) 食材料費など

ア 食事材料費 食事1回分につき 450円

イ 食事調理費 食事1回分につき 300円

(4) オムツ代

ア 使用する大きさ種類に応じて実費徴収

(5) 前各号の費用の支払いを含むサービスを提供する際には、事前に利用者又は、その家族に対して必要な資料を提示し、当該サービス内容及び費用を説明した上で、利用者の同意を得る。又、併せて、その支払いに

同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（通常の事業の実施地域）

第10条 通常の事業の実施地域は、富良野市とする。

（緊急時等における対応方法）

第11条 生活相談員は、通所介護を実施中に、利用者の病状に急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに主治医或いは協力医療機関に連絡し適切な措置を行うものとする。また、管理者への報告も怠らない。

（非常災害対策）

第12条 通所介護の提供中に天災その他の災害が発生した場合、従業者は利用者の避難等適切な措置を講ずる。また、管理者は、日常的に具体的な対処の方法、避難経路及び協力機関との連携方法を確認し、災害時には、避難等の指揮をとる。

2 非常災害に備え、消防計画等に基づき定期的に避難訓練を行う。

（サービス利用に当たっての留意事項）

第13条 生活相談員等は、利用者に対して介護職員、看護師等の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。

2 生活相談員等は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。

（1）気分が悪くなった時は速やかに申し出る。

（2）共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。

（3）時間に遅れた場合は、送迎サービスが受けられない場合がある。

（その他運営についての留意事項）

第14条 事業者は、従業者の資質向上を図る為の研修の機会を次のとおり設けるものとし、又、業務体制を整備する。

（1）採用時研修 採用時 3ヶ月以内

（2）継続研修 年2日

2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させる為、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4 この規程に定める項目の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人 富良野市社会福祉協議会とセンターの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

る。

(衛生管理等)

第15条 事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水等について、衛生的な管理に努めるものとする。

事業所は、事業所内において感染症の発生又はそのまん延の防止をするために、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第16条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、虐待防止のための指針を整備するとともに、必要な体制の整備を行い、従業者に対し研修を実施する等の措置を講ずるよう努めるものとする。

(身体拘束等の禁止)

第17条 事業所はサービスの提供にあたり、利用者又は他の利用者等の生命、又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこととする。やむなく身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

(業務継続に向けた取り組みについて)

第18条 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービス提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。また、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。

(ハラスメントの防止)

第19条 事業所は、介護現場で働く職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるよう、ハラスメントの防止のための指針を整備するとともに、必要な体制の整備を行い、従業者に対し研修を実施する等の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

- 1 この規程は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程は、平成 12 年 6 月 1 日から次の条項を変更する。(第 6 条(利用者の定員)の一部、第 9 条(利用料等)(3)食材料費の一部)
- 3 この規程は、平成 13 年 4 月 1 日から次の事項を変更する。(第 6 条(利用者の定員)の一部)
- 4 この規程は、平成 13 年 6 月 1 日から次の事項を変更する。(第 6 条(利用者の定員)の一部)
- 5 この規程は、平成 15 年 4 月 1 日から次の事項を変更する。(第 4 条(職員の職種、員数、及び職務内容)の一部、第 5 条(営業日及び営業時間)の一部、第 9 条(利用料等)(3)食材料費の一部)
- 6 この規程は 平成 15 年 9 月 1 日から次の事項を変更する。
第 1 条の一部(山部・東山地区富良野市デイサービスセンター(サテライト)の廃止)、第 3 条(センターの名称等)山部・東山地区富良野市デイサービスセンター(サテライト)の廃止
第 4 条(職員の職種、員数、及び職務内容)山部・東山地区富良野市デイサービスセンター(サテライト)の廃止
第 5 条(営業日及び営業時間) (2)センターの営業時間の一部、山部・東山地区富良野市デイサービスセンター(サテライト)の廃止
第 6 条(利用者の定員)山部・東山地区富良野市デイサービスセンター(サテライト)の廃止
- 7 この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から次の事項を変更する。第 4 条(職員の職種、員数及び職務内容)の一部
- 8 この規程は、平成 17 年 10 月 1 日から次の事項を変更する。第 9 条(利用料等)(3)食材料費など(の一部)介護保険法の改正により食事加算(39単位)の廃止に伴い 食事調理費 280円を自己負担とする
- 9 この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から 介護保険法の改正等により 次の事項を変更する。第 1 条(事業の目的)指定介護予防通所介護を追加。第 3 条(センターの名称等) 富良野市デイサービスセンター設置条例(平成 17 年 9 月 16 日 条例第 25 号)の規定により名称を 富良野市デイサービスセンター いちい とする。第 4 条(職員の職種、員数及び職務内容)指定通所介護と指定介護予防通所介護を兼務する内容を追加。第 6 条(利用者の定員)について 介護予防通所介護事業所定員を含む内容。第 8 条(通所介護計画の作成等)通所介護計画及び介護予防通所介護計画の作成について。第 9 条(利用料等)指定介護予防通所介護を追加
- 10 この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から次の事項を変更する。第 5 条(営業日及び

営業時間)の一部(営業日)月曜日から土曜日までとする。(日曜日、12月31日から1月3日までを除く)(営業時間)午前8時45分から午後5時15分までとする。サービス提供時間 午前9時30分から午後3時40分までとする。

- 11 この規程は、平成25年4月1日から次の事項を変更する。第4条(職員の職種、員数、及び職務内容)の介護職員数の一部、第5条(営業日及び営業時間)の一部(営業時間)午前8時30分から午後5時15分までとする。サービス提供時間 午前9時00分から午後4時10分までとする。
- 12 この規程は、平成25年4月1日から次の事項を変更する。第4条(職員の職種、員数、及び職務内容)の生活相談員、介護職員数の一部
- 13 この規程は、平成30年4月1日から次の事項を変更する。第4条(職員の職種、員数、及び職務内容)の生活相談員、介護職員、看護職員の一部
- 14 この規程は、平成30年9月1日から次の事項を変更する。第4条(職員の職種、員数、及び職務内容)の生活相談員、介護職員、看護職員の一部
- 15 この規程は、平成30年9月1日から次の事項を変更する。第5条(営業日及び営業時間)の一部(営業日)月曜日から金曜日までとする。(12月31日から1月3日までを除く)
- 16 この規定は、平成30年9月1日から次の事項を変更する。指定介護予防通所介護(第1条、第4条、第6条、第7条、第8条、第9条)を通所型サービスとする。
- 17 この規程は、令和元年10月1日から次の事項を変更する。第9条(利用料等)を(3)ア食事材料費を428円、イ食事調理費を285円とする。
- 18 この規程は、令和2年1月16日から次の事項を変更する。第13条を第14条とし、第13条(サービス利用に当たっての留意事項)を加える。
- 19 この規程は、令和2年4月20日から次の事項を変更する。第4条(職員の職種、員数、及び職務内容)(4)看護師 3名を看護師 4名とする。
- 20 この規程は、令和3年4月1日から次の事項を変更する。

第4条 人員数の記載方法の変更

 - (2) 生活相談員 1名以上
 - (3) 介護職員 5名以上
 - (4) 看護師 1名以上
- 21 この規程は、令和5年4月1日から次の事項を変更する。第9条(利用料等)を(3)ア食事材料費を450円、イ食事調理費を300円とする。
- 22 この規程は、令和6年3月1日から次の事項を追加する。

第15条(衛生管理等)

第16条(虐待の防止のための措置に関する事項)

第17条(身体拘束等の禁止)

第18条(業務継続に向けた取り組みについて)

第 19 条 (ハラスメントの防止)